

小樽市立奥沢小学校 いじめ防止基本方針

策定 平成 26 年 4 月 10 日

改正 平成 27 年 5 月 15 日

平成 29 年 4 月 1 日

令和元年 6 月 3 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日

本方針は、本校の全ての児童が、安心して楽しく、豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を創るためにいじめ防止等を目的に策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を次に示す。

- ・児童同士、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を創る。
- ・児童、教職員の人権意識を高める。
- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- ・いじめの早期発見、早期対応、適切な指導、早期解決を図る。
- ・いじめ問題についての保護者、地域、関係機関との連携を図る。

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、その早期対応にあたる。

なお、いじめの認知に当たっては、次の点にも留意する。

- ・本人がいじめを認めたくない場合があること
- ・インターネットによる誹謗中傷など、本人が気づいていない場合があること
- ・意図せずに相手を傷つけている場合があること
- ・表面上解決しているように見られる場合があること
- ・発達障害や外国籍の児童など、より配慮が必要な場合があること
- ・一見、けんかやふざけあいのように見えるものもあること など

2 「いじめ」の未然防止

○児童に対して

- ・児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし、学級・学校の一員であることを自覚できるような学級・学校づくりを行う。また、学級・学校のルールを守る規範意識の醸成に努める。
- ・児童にとってわかる授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や、児童一人ひとりがかけがえのない存在であるという命の大切さを、道

徳の時間をはじめ全教育活動の中で育む。

- ・「いじめはけっして許されないこと」という意識を、様々な活動の中で指導する。
- ・「見て見ない振り」をすることは、「いじめ」をしていることにつながるということや、「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・情報モラル教室を開催し、インターネットを通じてのいじめを防止し、効果的に対処できるように指導する。

○教員に対して

- ・「ほっと」などを活用し、学級の様子を客観的に把握し、児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるような授業を日々行うことに務める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級活動の充実に務める。
- ・日常的な児童の観察を行うとともに、定期的な個人面談を実施し、児童の実態を常に把握する。
- ・いじめ未然防止プログラムに沿った年間の指導の充実に務める。
- ・定期的にいじめに関する研修を行い、いじめ防止に係わる対策を共有する。

○保護者に対しての協力依頼（保護者との連携）

- ・家庭生活の様々な機会を通しての善悪の判断の育成。
- ・家庭における日常の積極的な子どもとの会話。
- ・子どもの持ち物の紛失や増加に注意を払うこと。
- ・服装の汚れや乱れ、怪我に注意を払うこと。
- ・どんな小さなことでも、気になることがあった場合の学校への連絡・相談。
- ・スマート7に関する理解と、生活習慣の改善についての協力。

3 「いじめ」の早期発見

- ・職員会議に必ず、児童の様子の交流場面を設定し、情報交流に努める。
- ・保健室での様子の把握と相談などを利用し、気になる児童の情報を共有する。
- ・休み時間の児童の観察を全職員で行い、気になる児童への声掛け、相談に努める。
- ・いじめの早期発見のチェックリスト等を活用した日常的な状況把握に努める。
- ・年間計画に基づく定期的なアンケートや個人面談による情報把握に努める。
- ・スクールカウンセラーによる面談を日常的に行い、情報収集を行う。
- ・電話相談窓口など相談体制を児童、保護者に周知する。
- ・ネットパトロールを定期的に行い、状況を把握する。

4 「いじめ」の対応

- ・「いじめ」を認知した場合は、その状況及び事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題をとらえる。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめられている児童に対して、苦しい心に共感し、安心感を持たせる。
- ・いじめている児童に対しては、いじめは絶対許さないという姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。
- ・いじめがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう児童の気持ちを聞き取り、その児童の心の安定を図る指導を行う。

- ・事実関係を当該の保護者に正確に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを確認する。

5 校内体制について（いじめ防止対策委員会）

- ・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当者、養護教諭（保健主事）とし、必要に応じてスクールカウンセラーを加える。また、いじめが認知された場合は、関係機関職員とも連携する。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するところを行い、いじめを含めた生徒指導上の情報や指導などについて、職員会議等で共有する。
- ・いじめの相談やいじめが疑われる事案があった場合は、当該学級（学年）担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して進める。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱に細心の配慮をしながら、本校の教職員が共有できるようにする。
- ・児童・保護者からのアンケート調査、教職員の自己評価を定期的に行い、その結果を公表し次年度への取組の改善に生かす。

6 教育委員会および各関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合は小樽市教育委員会へ報告し、重大事態発生時の対応等については、法に則して小樽市教育委員会の指導助言を求め、学校として組織的に対応する。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを深めることをお願いする。
- ・PTA と連携し、小樽市教育委員会の施策である「スマート7」を推進していく。
- ・学校評議員会では、いじめの問題について必ず情報提供し、共通理解を進める。